

学校体育館の空調設備の導入に活用可能な国の支援制度について、ご案内いたします。

事務連絡

令和4年6月3日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿

内閣官房国土強靱化推進室 参事官
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部 防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課長
参事官（施設防災担当）

防災・減災、国土強靱化に関する取組の促進について

[学校体育館の空調設備の導入促進]

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震の発生も切迫していること等に鑑み、令和4年度予算において約4.6兆円の関係予算を計上する等、防災・減災、国土強靱化に関する取組を強化しています。

学校体育館は、子供たちの教育・生活の場であることはもちろんのこと、災害時には避難所としての活用が期待されることから、令和2年10月には「学校施設における防災機能強化への協力について」（令和2年10月2日付け事務連絡【別添1】）において、適切な対処及び周知をお願いしていたところであります。

学校体育館の空調設備の導入は、国土強靱化の観点からも重要な取組であるものの、導入に向けた検討が十分に進んでいない地方公共団体が多いため、あらためて、学校体育館の空調設備の導入に活用可能な下記に示す国の支援制度について、ご案内いたします。適宜、参照していただきながら、引き続き、防災部局と教育委員会等関係部局が連携し、学校体育館への空調設備の導入を推進していただくとともに、管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

記

公立学校施設の整備に関して

- ・断熱性能の向上と併せて空調設備を導入する場合
- ・新增改築・長寿命化改修等大規模工事と併せて空調設備を導入する場合

→「学校施設環境改善交付金」の活用が可能

指定避難所における空調の整備に関して

→「緊急防災・減災事業債」の活用が可能

(詳細については【別添2】参照)

[ご参考] 学校体育館への空調設備の導入だけではなく、指定避難所の防災機能設備等の強化について、国の財政支援制度をまとめたものを参考添付いたします。(【別添3】参照)

問い合わせ先

この文書に関すること；

内閣官房国土強靱化推進室調整係 TEL:03-5253-1775

学校施設環境改善交付金に関すること；

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課整備計画係

TEL:03-6734-2466

緊急防災・減災事業債に関すること；

消防庁国民保護・防災部防災課 TEL:03-5242-7525

避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業一覧【別添3】に関すること；

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) TEL:03-3501-5191

以 上